

津市放課後児童健全育成事業施設整備費補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日訓第 2 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人等が本市の区域内において放課後児童クラブ施設の整備を促進することにより、児童の健全な育成を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人その他児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 8 第 2 項に基づき同法第 6 条第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（次項において「放課後児童健全育成事業」という。）を実施する法人をいう。

2 この要綱において「放課後児童クラブ施設」とは、放課後児童健全育成事業を実施するための施設をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「放課後児童健全育成事業施設整備費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成 2 7 年 7 月 1 3 日付け府子本第 2 0 2 号）別紙に定める子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）の対象となる放課後児童クラブ施設の整備（国交付要綱第 4 条の表に掲げる創設又は改築に限る。）を行う社会福祉法人等に対し、国交付要綱別表 1 の 5 対象経費の欄（国交付要綱第 8 条各号に掲げる施設の整備事業にあつては、国交付要綱別表 3 の 5 対象経費の欄）に定める経費（国交付要綱第 6 条各号に掲げる費用を除く。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、国交付要綱別表 1 の 3 種目の欄の区分ごとに、同表の 4 基準額の欄に定める額と同表の 5 対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない額をそれぞれ合計して得た額と、同表の 1 区分の欄

の施設の総事業費から寄附金その他収入額を控除して得た額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額は控除しないものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に同表の 6 負担割合の欄に定める国、都道府県及び市町村の負担割合を合計した割合を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国交付要綱第 8 条各号に掲げる施設の整備事業に係る補助金は、国交付要綱別表 3 の 3 種目の欄の区分ごとに、同表の 4 基準額の欄に定める額と同表の 5 対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない額をそれぞれ合計して得た額と、同表の 1 区分の欄の施設の総事業費から寄附金その他収入額を控除して得た額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額は控除しないものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に同表の 6 負担割合の欄に定める国、都道府県及び市町村の負担割合を合計した割合を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 3 前 2 項の規定により算出された補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、放課後児童クラブ施設の整備に対する国の交付金の交付に関する通知を受領した日から起算して 3 0 日を経過する日とする。

（添付書類）

第 7 条 規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 放課後児童クラブ施設の配置図及び平面図
- (2) 放課後児童クラブ施設の部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
- (3) 放課後児童クラブ施設の整備に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実績の報告）

第 8 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、放課後児童クラブ施設の整備が完了した日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、これを行わなければならない。

- (1) 放課後児童クラブ施設の整備完了後の写真

(2) 放課後児童クラブ施設の整備に要した費用の領収書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年4月1日から施行する。